

岩手県告示第207号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

平成26年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 住吉町
- 2 区域 次に掲げる土地に存する標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱8号から49号までを順次結んだ線及び標柱8号と49号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市町村	大字	字	地番	標柱番号
釜石市	住吉町		10番42	標柱1号及び7号
			10番44	標柱2号及び3号
			10番1	標柱4号
			6番46	標柱5号
			10番45	標柱6号
			6番14	標柱8号、48号及び49号
			6番23	標柱9号から14号まで
			9番8	標柱15号及び16号
			6番28	標柱17号から21号まで
			6番1	標柱22号
			6番42	標柱23号から25号まで
			5番19	標柱26号及び27号
			5番1	標柱28号から30号まで
			143番1	標柱31号
			144番81	標柱32号
			144番1	標柱33号
			144番28	標柱34号及び35号
			1番49	標柱36号及び37号
			1番47	標柱38号及び39号
			8番21	標柱40号
	8番5	標柱41号から43号まで		
	9番1	標柱44号		
	9番14	標柱45号		
	6番21	標柱46号及び47号		